

総社市出産・子育て応援給付金支給事業のご案内

総社市では、妊婦・子育て家庭の経済的支援とともに、妊娠期から子育て期にわたる、伴走型相談支援を行う取り組みを開始しました。

対象者

申請日において、総社市に住民票を有する妊婦及び産婦等

- 1 令和4年4月1日以降に出生した子どもの母親(養育者)
- 2 令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した方
- 3 他の自治体で、同様の給付金等の支給を受けていない方



支援の内容

種別	対象者	給付額
出産応援給付金	妊婦	妊婦1人あたり5万円
子育て応援給付金	子の養育者 (原則:子の母親)	子1人あたり5万円

支給要件 ※所得制限なし

- 1 妊婦が妊娠届出時に面談を受け、「妊娠期アンケート」に回答すること
ただし、産科医療機関等を受診し、医師等による妊娠の事実の確認がなされた方に限る
(出産応援給付金5万円給付)
- 2 産婦が総社市こんにちは赤ちゃん訪問等で面談を受け、「出産後アンケート」に回答すること
(子育て応援給付金5万円給付)

※申請書類等を市に提出し、審査後、振込まで1～2か月程度かかります

対象者、申請時期・金額、申請方法について

対象者	申請時期・支給金額	申請方法等
令和4年4月1日以降に妊娠届出をし、今後出産予定の方	出生後 5万円 (申請期限) 出生後4箇月以内	・出生後、総社市こんにちは赤ちゃん訪問(生後4か月頃まで)を終えた後に申請し、申請書類等を受理後に、子ども一人につき子育て応援給付金5万円を支給
事業開始日 (令和5年2月1日)以降に、妊娠届出をして、今後出産予定の方	妊娠届出時 5万円 (申請期限) 妊娠中	・妊娠届出時に面談等を終えて、申請書類等を受理後に、出産応援給付金5万円を支給
	出生後 5万円 (申請期限) 出生後4箇月以内	・出生後、総社市こんにちは赤ちゃん訪問(生後4か月頃まで)で面談等を終えて、申請書類等を受理後に、子育て応援給付金5万円を支給

注) 妊娠届出後の流産・死産、出生届出後の子どもの死亡の場合も対象になります。詳しくは、裏面の問い合わせ先までお尋ねください。